平成２９年１０月１６日

３年生　保護者　様

石川県立鶴来高等学校
校　長　　田井　友章

「自動車運転免許」取得について

仲秋の候　保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、３年生も早や２学期半ばを迎えました。すでに進路が内定し、次のステージに向けて着々と準備をすすめる生徒、あるいはこれからの試験に向けて努力を重ねている生徒たちの姿を目の当りにし、巣立っていく日が近づいていることを実感しております。

さて、自動車運転免許取得については、就職や進学が内定した生徒から、順次許可をしております。以下の内容を確認していただき、学校の手続きの後、通校をお願いいたします。

原則、自動車学校への通校は以下のとおりとします。

１　就職が内定した生徒には、２学期の中間考査終了後

２　進学が内定した生徒には、２学期の期末考査終了後

下記の諸注意を守り、所定の手続きを経て通校されるようお願いいたします。

ただし、石川県運転免許センターでの学科試験は、学年末考査終了後まで受験できません。

Ⅰ　自動車学校通校上の諸注意

１　放課後のみ通校を認めます。

２　自動車学校通校のため学校を欠席した場合は、特別指導の対象とします。

３　特別指導を受けた生徒は、その期間中は通校できません。

４　２学期中間(素点)・期末考査(評価)で赤点を取った生徒は、通校できません。

５　２学期期末・３学期学年末考査の１週間前から終了までは、通校できません。

６　自動車学校卒業検定の結果を、必ず担任及び生徒指導課に連絡して下さい。

７　免許を取得しても在学中は自動車の運転をさせないで下さい。（～H30.3.31）

（但し、入社事前研修等で使用が必要になる場合は、生徒指導課に連絡して下さい）

Ⅱ　申請・手続き

１　下記の「自動車運転免許申請願い」を担任に提出

２　生徒指導課より、①自動車学校通校届　②誓約書　③許可願　が生徒に渡されます。

３　①・②・③の書類に必要事項を記入し押印の上、担任に提出。

４　教頭・学校長確認の後、生徒指導課より、許可証が本人に渡されます。

----------切り取り----------

**「自動車運転免許申請願い」**

石川県立鶴来高等学校長　田井　友章　様　　平成　　年　　月　　日

上記について理解した上で、下記生徒を通校させますので申請をお願いします。

生徒氏名　　Ｈ　　番

保護者氏名　　印